



消費者教育推進大使
もずやん

2022年4月から18歳で 契約ができるようになります

本人の
意思で

今日、18歳成人へ
18歳以上は大人として
自分の意思だけで契約などが
できるようになります

—2022年4月1日—
朝のニュース

パスポートなども
自分で取得できる
ようになります

パスポートかゝ
海外とか行きたいな…

なんかもうかる
ことってないかな…

簡単に稼げるセミナーあるねんけど
一緒に行かん？

21:27

行く行く！
先輩、いつですか？

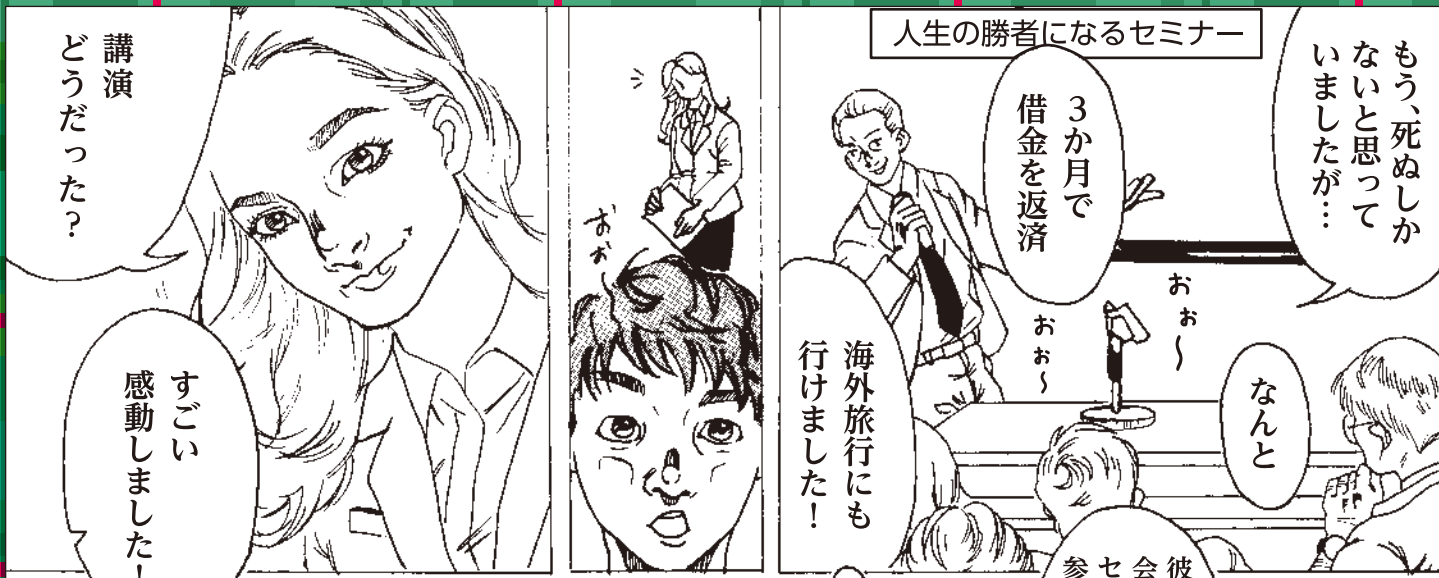
既読
21:30

21:32

今度の土曜〜

1500万円の
借金を半年で
返しました!!





人生の勝者になるセミナー

もう、死ぬしかないと思っていましたか…

3か月で借金を返済

海外旅行にも行けました！

なんと

彼らの成功の秘密が会員になると視聴できてセミナーにも参加できるのよ

それで30万円なんて安いもんでしょ？

はい！

俺、貯金あるんですぐにおろしてきます！

後輩 カズオ



講演 どうだった？

すごい 感動しました！



キミは どうするの？

お金 ないんで…



それならカードローンって方法があるわ(注)

スマホですぐに借りることが出来るのよ

大丈夫よ！ すぐに稼げるから

借りたお金は2か月もあれば返済できるわ

注：2019年現在、20歳未満はカードローンを利用できません



つて お金借りて会員なったけど

—2か月後—

成功の秘密、とか全部嘘やし…セミナー料金の支払いでバイト代消えるし…

借金返されへん どうしよ…

俺は親にもバレて…

今日、消費生活センターに相談に行くんですよ

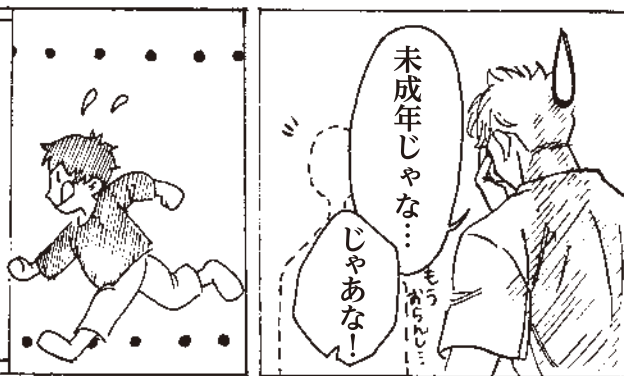




未成年者の契約について

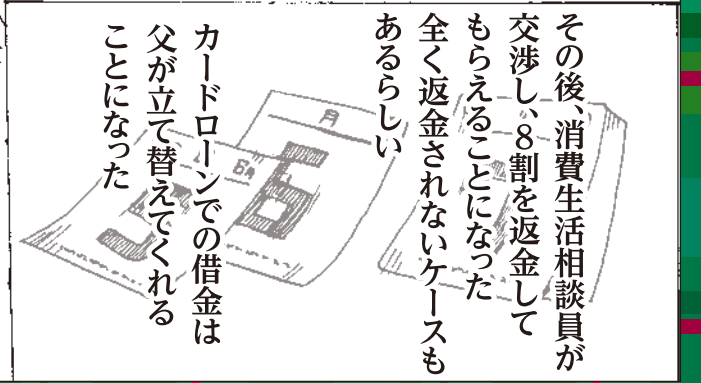
- ・未成年の契約には親権者などの同意が必要
- ・同意なく行った契約は、未成年者本人や親権者等が取り消すことができる
- ・年齢を偽って契約すると取り消すことができない
- ・消費生活センターで相談(局番なし188)
- ・ハガキ等で取消しの通知を送る(ハガキの両面をコピーし、特定記録郵便で送付)

ここがポイント!



注:2019年現在、18歳、19歳は未成年です

複雑な取引や、仕組みをよく理解しないでしてしまう契約になりがちな特定の商取引には、一定期間であれば、契約をなかったことにできる「クーリング・オフ」という制度がある。しかし、通信販売や店舗販売のように、自ら進んで契約したものは、クーリング・オフできない。



消費生活センター(消費生活相談窓口)は、市町村などが無料で消費生活相談を受けたり、情報を提供したりする行政のサービス。住んでいる市町村で相談を。

契約はよく考えて 慎重に!

大阪府消費生活センター
 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3F
 TEL 06-6616-0888(消費生活相談)
 FAX 06-6612-0090

消費生活事典(大阪府消費生活センターホームページ)
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

「インターネットはいろいろなトラブルともつながっている」
<http://www.nethigai.jp/> (スマホ対応)

消費者ホットライン ☎188番(局番なし)
 お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
 2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です

12 つくる責任 つかう責任

大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

もうかるからって飛びついたけど 稼がれへんかった。
 お金が返ってこなかったり、借金がかさんで多重債務になったりすることもあるって聞いて 怖かった。

これからは 気いつけよ!